

【論文】

日本に於けるしょうがい者教育の黎明と手島精一

Seiichi Tejima's Distinguished services to Handicapped person Education in Japan

山本 哲也*

Tetsuya YAMAMOTO

Abstract :

Seiichi Tejima, who was the director of The Educational Museum, is known for having introduced instruments and tools from Europe and America, to be used by handicapped people and museums in Japan.

These artifacts were displayed in Japanese museums at a very early stage of Japanese museum-history. Mr. Tejima himself also thought that these displays were an important part of what museums put on display for the public.

It is worth mentioning that Mr. Tejima was deeply involved with the introduction of Braille to Japan in 1890.

Nobuhachi Konishi, a teacher to the handicapped in Tokyo, received word from Seiichi Tejima on the wonderful effectiveness of 'Braille' and thus requested that Kuraji Ishikawa, would introduce and adjusted 'Braille' for the Japanese, based on Tejima's recommendation, which led to the general acceptance of the Japanese 'Braille'.

Mr. Tejima should be valued and remembered as the man who not only began exhibitions of tools for the handicapped, but also contributed greatly to the education and lives of handicapped people all over Japan.

1. はじめに

筆者は、これまで日本の博物館に於けるしょうがい者施策^(註1)・バリアフリー研究の歴史を探る中で、最も古く位置づけられるのは、昭和5年（1930年）の棚橋源太郎（1869～1961）による『眼に訴へる教育機関』としてきた。即ち、「尚博物館の中には、盲人生徒の為めに特別な設備をして居るのである。紐育の博物學博物館では盲人の為めに、特別の地球儀や動物の剥製標本の類を備附けて居て使用に供して居る。全市公立盲人学校は毎月二回、其の他の盲人学校から

* 新潟県立歴史博物館

も屢學級を引率して來て、盛に之れを利用する。故に近來同館では盲人教育専門の女教師一人を置いて、その世話をさせて居る」(註2)と、海外の事例紹介がなされているその記述が嚆矢であると考えてきたのである。(註3)

しかし、それを一年遡る『手島精一先生傳』(註4)により、明治期に於ける教育博物館（現・国立科学博物館）でのしうがい者教育に関する展示品についての記述があることを知り、その文献によって棚橋よりさらに半世紀遡る明治前期、即ち日本の近代博物館史のごく初期に於けるパリアフリー関連事業の、その存在を確認するに至った。実は椎名仙卓の著作の中でも、教育博物館の所蔵資料として「不具者教授用具」があることも触れられており(註5)、博物館史研究の中では、決して忘れられている訳ではなかったのであるのだが、筆者自身にとっては見過ごしてしまう結果であったと言わざるを得ない。

この教育博物館の展示に深く関わっていたのが、同館館長にもなった手島精一（1849～1918）であった。手島は後述するとおり日本の点字の制定にも関わったのであり、博物館での活動と、点字の制定への関わりを総合的に評価する必要があると考えるところである。

そこで、これまでの誤認の反省も込め、日本の“博物館パリアフリー史”の補強を行いつつ、日本のしうがい者教育史に於ける手島精一の位置づけを確認するとともに、その業績について評価していくこととしたい。

2. 教育博物館としうがい者教育関連資料

(1) 『手島精一先生傳』

昭和4年（1929）発行の『手島精一先生傳』に、以下の記述がある。それは、大正4年（1915）に開かれた、石川倉次（1859～1944）による点字の翻案25周年を記念する祝賀会でのスピーチを記録したものである。

盲啞教育に対する功績

大正四年七月二十三日、東京聾啞學校に於て、日本訓盲學の翻案創始者、石川倉次氏の、翻案満二十五年紀念の祝賀會が、催された。その席上に於ける先生の演説は、教育博物館開館當時の情況を審かにし、併せて、先生の、盲啞教育に対する努力を明かにするものであります、その中に、

回顧しますれば、明治九年のことございました。米國の、フィラデルフィヤで、萬国博覽會が開設されたのであります。その際、私は、時の文部大輔田中不二麿の隨行を命ぜられ、文部省より、米國に派遣されたので、その際、博覽會に於て、唯今、目賀田男爵（男爵は先生と最も親交ありし人）の御話になった、特殊教育の出品を見ました。其所には、既に、盲人のみならず、聾啞の教育も、亦、進歩したる米國の陳列品も、少くなかつたのであります。それ等の物品に就ては、わが文部省より出品した物品と、交換して、日本に送つたこともありますので、唯今、目賀田男爵が、米國に於て、御調査になり、盲聾教育に關して、御集めになった器械類と共に、教育博物館に陳列になつたのであります。

す。當時、私は、その副館長といふ命を受けて、教育の品具、何くれとなく陳列致し、又、取扱を致したのである。所が、その陳列品たるや、小中學校の所用の諸機械、並に、器具といふものが、主なるものであります、盲人若くは聾啞に關する出品も、少くありませんでした。其中には、所謂ブレーユの本とか、ムーンの本とか、點字の書物が、大分集まつて居りました。それ等は、多少、石川君の御参考になったのであるかも、知れませぬ。尚、その教育博物館に於て、申し上げたいと思ふことは、明治十年の開館間もないことでございました。明治天皇陛下の御臨幸を賜り、同時に、皇后陛下が、英照皇太后と御同列で、行啓を賜はつたのであります。何か、物品に就て、特に、兩陛下に御説明を申上げたら宜しからふと、當時の文部卿から、私に命令でございましたが、私は、その時、海外から日本に送致された所の、盲啞の教育に關する品具を出しまして、兩陛下の御前に於て、説明を申上げたのであります。其際、兩陛下も、疾くより、盲人聾啞人といふことに就ては、思召しを寄せて居られたことは、無論であります、海外諸國に於て、斯くまでに、盲聾啞人に向つて、教育を施すといふことを、これ等品具に依て御承知遊ばされたのであります。後に、御附の人を以て、洵に海外は、教育がかくまで行き互つてゐるかと、御感斜ならなんだので、説明をした私も、大に光榮を感じたのであります。(以下略、傍線筆者)

教育博物館とは、言わざと知れた日本の近代博物館史の初期に位置する博物館の一つである。即ち、現在の国立科学博物館であるわけだが、同館は、一般に公開を始めた明治10年(1977)をもって開館年としている。手島はその前年、フィラデルフィア万国博覧会(米国独立百年記念万国博覧会)で出品事務処理に当たり、そこで盲聾啞教育の資料を文部省出品資料との交換により入手し、日本に送付した。そして教育博物館で展示したことや、開館後間もない10月20日の行幸啓の際に、盲聾啞教育関連資料を出して説明したことが記されている。

これをもって、まず教育博物館の初期の段階のいづれかの時点から、当該資料が展示に加わったことが理解される。しかしこれだけでは、実際にいつ頃から博物館内で恒常に展示されていたのか、詳しいことを知ることはできない。

そこで、教育博物館に関する資料から当時の様子をうかがってみたい。

(2) 教育博物館におけるしょうがい者教育関連資料の展示

①『教育博物館案内』

教育博物館でしょうがい者施策が行われていたその内容を知ることのできる最も具体的な資料は、明治14年(1981)発行の『教育博物館案内』^(註6)である。

それによると、全ての部屋の展示資料についてその内容が詳述されているが、しょうがい者教育関連資料は第五室にあり、その記載は四十八丁から五十七丁までを使用する仔細なものである。それは、以下の通りの分類での記述となっている。

第五室

此室には及商法學校教科書類及び盲、啞、痴子教授用具、音樂用具、卒業免状賞牌等其

品名	年度									
	明治9年	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年	明治18年
教授用器械(教育参考器具)	114	839		883	1,064	1,206	955	959	969	1,018
物理用器械	638	313		782	776	776	779	699	703	715
化学用器械および薬品		3,978		887	954	954	954	770	770	771
医学用器械	79	80	6,375	122	112	132	128	76	76	79
書画用器械		161								
校舎写真		542								
学校建築地図および模型		121								
学事統計表および比較表類		88								
生徒試験書画	150						603	237	277	846
生徒製作品	276	852	1,035	1,140	1,144					
幼稚教育具			657	371	386	396	385	394	430	
数学器具				32	30	31	30	31	31	31
地学器具				25	40	40	40	34	34	35
星学器具				14	17	18	18	18	20	20
専修学科教授用具 (特殊教育用具類)				90	198	312	312	728	728	743
不具者教授用具					54	89	105	69	69	87
体育参考器具					51	43	43	40	40	40
計	831	6,548	7,227	4,632	4,834	5,147	4,324	4,046	4,111	4,815

表1 教育博物館の教育用器具陳列資料数推移(椎名 1988より)

他教場用諸器具並に雑形類を排列す

に始まり、さらに以下の通りの分類で記述されている。

○盲啞及痴子教授用具類

〔第二函〕此函内に排列する物品は歐米諸國の製に係れる盲聾啞及び痴子教授用書器圖書並に盲啞生徒等の製作品なり其重なるものを擧ぐれば左の如し

盲人教授用具 (い) 凸字書 (ろ) 點字書 (は) 點字凸起具 (に) 黄銅製文字

(ほ) 算盤 (へ) 地圖書 (と) 織物

啞者教授用具 (ち) 聽音器 (り) 觀話法教授牌

痴子教授用具 (ぬ) 針氈 (る) 諸形板 (を) 高脚杯及球

〔第三函〕此函内に陳列したものは本邦製の盲啞教授用具なり今京都府盲啞院所用品中の二三を左に掲ぐ

(わ) 木刻字形摸索器 (か) 自書自感器 (よ) 算盤 (た) 磁針盤

(れ) は同院盲人生徒の書なり (そ) 發音起源圖

これを見ると、陳列ケース二個が使用されており、その内容は国内外の多岐にわたる資料が揃えられていたことがわかる(註7)。

②『文部省年報』『教育博物館年報』

教育博物館が保有していた資料類の内容は、文部省年報等でわかるが、それらについては椎名

仙卓が分析を行っており、「不具者教授用具」の存在も指摘されている。それによると、明治12年に至って、その存在が示されることになる（註⁸）（表1）。これは分類上の問題であり、12年以降細分化されたのかどうかは残念ながらわからないが、少なくともしょうがい者教育関連資料が一つの分類として加わったことは確かである。椎名は、明治12年には「幼稚教育器具や特殊な不具者教授用具などが新たに所蔵資料のなかに加わっている」とするが、手島自身がアメリカから移入した資料が既に存在したはずである。しかし、それが明治10年から12年までの間にどのような扱いを受けていたのか、それを知ることのできる資料は残念ながら見当たらない。

③文部省教育品陳列場における出品内容

明治14年、第二回内国勧業博覧会開催に際して「教育上須要ノ物品并全國學事ニ關スル統計表類」を蒐集陳列する「文部省教育品陳列場」が教育博物館構内に仮設され、学校、図書館、教育博物館等、文部省各部局が出品している。

コーナーが第一号から第百八号まで分けられており、教育博物館は第四十七号から第五十三号の7つのコーナーが充てられ、第四十七号が「教育博物館及圖書室内外部撮影」、第四十八号が「幼兒教育用具類」、第四十九号が「學校模型及器具類」、第五十号が「動物學用具類」、第五十一号が「植物學用具」、第五十二号が「金石學用具」で、第五十三号に「幻燈」と「聾啞聽音器^{オーディホン}」とあって、ここにしょうがい者用器具の出品を確認することができる（註⁹）。しょうがい者教育関連資料として、敢えて聾啞者用器具のみ一点選出されているわけだが、その理由については定かではない。

以上のように、確実にしょうがい者関連資料を収藏し、または展示に供していた事実が判明する。しかし、博物館の展示場に加えられたのが正確にいつなのかを解明することができないのも、残念ながら確かである。

『手島精一先生傳』に記載の手島自身の言によれば、開館当初の明治10年まで遡る可能性は残る。しかし展示資料の分類上の一資料としてカウントされたのは、明治12年まで待つことになる。そして、さらに具体的に内容を知ることができるのが、明治14年の『教育博物館案内』ということになるのである。

（3）バリアフリーの観点から見た教育博物館

筆者は博物館におけるバリアフリーのあり方を、「バリアフリーであること」と「バリアフリーを伝えること」に分け、それぞれの意義、その内容を示したことがある（註¹⁰）。つまり、「バリアフリーであること」とは、主に物理的障壁の除去など、施設・設備（ハード面）の整備に代表される、博物館に限らない他の施設でも実践されるべきものが多いと言える。しかし、博物館の性格上、展示のバリアフリーという点ももちろんある。ここで言う「展示のバリアフリー」とは「文化・情報面での障壁の除去」のこと、例えば視覚にしょうがいのある人には触ったり、聴いたりと、視覚以外の感覚を使って資料の情報を伝えるなどを示す。対して、「バリアフリーを伝えること」とは、博物館としての意義を十分に發揮できるバリアフリー施策である。つまり、展示やその他の教育普及事業を通して、バリアフリーの意味や目的を伝えることであり、バ

リアフリー や しょ う がい 者 に 関 する 展 示・教 育 普 及 活 動 を 行 う こ と で あ る。

その二つの観点で教育博物館での実践を視ると、しょ う がい 者 教育 関 連 資 料 を 展 示 に 供 す こ と は、しょ う がい 者 の 教 育 事 情 を 知 る こ と で あ り、そ れ に よ りしょ う がい 者 に 対 す る 意 識 改 革 へ と つ な が る 可 能 性 を 持 つ も の で あ ろ う。つ ま り、「バ リ ア フ リ エ を 伝 え る こ と」と 言 え る の で あ る、さ ら に 日 本 の 博 物 館 に 於 け る 当 該 事 例 の 初 出 と い う こ と に も な る の で あ る。

以 上 の よ う に、教 育 博 物 館 の 先 進 性 を ま ず は 評 価 し 得 る の で あ る、そ こ に 関 わ っ た 手 島 精 一 も ま た、評 価 の 対 象 と し て ク ロ ー ズ ア ッ プ さ れ る べ き と 考 え る の で あ る。

3. 日 本 に 於 け る 点 字 制 定 へ の 流 れ の 中 の 手 島 精 一

次 に、日 本 の 統 一 点 字 の 制 定 に 至 る 経 緯 と 手 島 精 一 の 関 わ り を 述 べ る。

現 在、日 本 で 通 用 さ れ る 6 点 点 字 は、ルイ・ブ ラ イ ユ (Louis Braille 1809～1852) の 考 案 し た も の に 端 を 発 す る。そ の ブ ラ イ ユ 点 字 を 日 本 に 初 め て 紹 介 し た の は 目 賀 田 種 太 郎 (1853～1926) で あ り、そ れ は 明 治 12 年 の 『教 育 雜 誌』誌 上 に 於 いて あ っ た (註11)。そ し て そ の 点 字 を 日 本 で 最 初 に 視 角 しょ う がい 者 の 教 育 に 用 い る 事 を 考 え た の が、小 西 信 八 (1854～1938) で あ る (註12)。小 西 は、文 字 を 浮 き 出 し た 凸 字 本 に よ る 教 育 に 限 界 を 感 じ、そ れ に 変 わ る 文 字 が 無 い か を 考 え に 至 っ た。そ こ で、明 治 20 年 (1887)、教 育 博 物 館 の 手 島 精 一 を 訪 れ る。教 育 博 物 館 で は、既 にしょ う がい 者 教育 関 連 資 料 の 展 示 が 行 わ れ て お り、そ の 中 心 人 物 と し て 手 島 が 居 た こ と が 知 ら れ て い た よ う で あ る。『手 島 精 一 先 生 傳』に 掲 載 さ れ た 石 川 倉 次 の 祝 賀 会 席 上 で の 小 西 の 演 説 に は「手 島 先 生 は、度々 歐 米 博 覧 會 に 御 出 張 の こ と な れば、何 か 訓 盲 學 の 最 良 な る も の、御 見 聞 の こ と な キ や と、伺 ひ た れば…」と あ り、ま た 『石 川 倉 次 先 生 傳』(註13) に も「手 島 精 一 は 欧 米 の 大 都 市 で 開 か れ た 博 覧 會 に た び た び 出 张 し、教 育 面 を 特 に 留 意 し て 見 学 し て い る 方 で あ っ た の で、「氏 な ら ば あ る い は」と 思 って 訪 ね た の で あ る」と あ る の で、手 島 の 様 々 な 活 動 を 見 聞 き し 理 解 し た 上 で 訪 ね た 可 能 性 は 高 い。そ れ ほ ど 手 島 精 一 の 世 間 で の 認 識 が あ っ た も の と 言 え よ う。

い ず れ に し も、そ の 際 に 小 西 は 手 島 か ら ブ ラ イ ユ 点 字 の 有 効 性 の 指 摘 を 受 け た。ま た、英 国 製 点 字 盤 と、同 国 の ア ミ テ ー ジ (Thomas Rhodes Armitage 1824～1890) 著 に な る 『The Education and Employment of the Blind』(1871) を 手 島 か ら 借 り 受 け て い る。そ れ ら を も と に 小 西 は、ブ ラ イ ユ 点 字 の 有 効 性 を 確 か め る べ く、同 郷 に 当 タ る 新 潟 県 出 身 の 小 林 新 吉 (註14) に ブ ラ イ ユ 点 字 を 教 え、そ の 効 果 を 計 っ た。す と 、わ づ か 1 週 間 で 自 由 に 書 け る よ う に な り、そ の 有 効 性 は 即 座 に 理 解 さ れ た こ と と な っ た。しか し、そ も ソ も ブ ラ イ ユ 点 字 は ア ル フ ア ベ ッ ツ、つ ま り ローマ 字 体 系 の 点 字 で あ り、そ れ を 仮 名 文 字 体 系 の 点 字 と す る 必 要 が あ る。そ こ で 小 西 は、石 川 倉 次 に 日 本 の 仮 名 に 適 し た 点 字 翻 案 を 依 頼 す る。ま た、石 川 だ け で は な く、そ の 他 の 教 員 や 生 徒 た ち に も 点 字 翻 案 を 呼 び か け た。そ の 結 果、石 川 は も ち ろ ん 幾 人 か の 翻 案 者 が 現 わ れ、案 が 幾 つ か 上 が っ た 中 で、3 つ の 案 に 絞 ら れ て く る こ と と な っ た。石 川 倉 次 案 (教 員)、遠 山 邦 太 郎 案 (教 員)、伊 藤 文 吉・室 井 孫 四 郎 共 同 案 (生 徒) の 3 案 で あ る。

さて、そ れ ら 3 案 を 比 較 檢 討 し、一 つ に 決 定 す る た め に、点 字 選 定 会 が 開 か れ た こ と と な っ た。

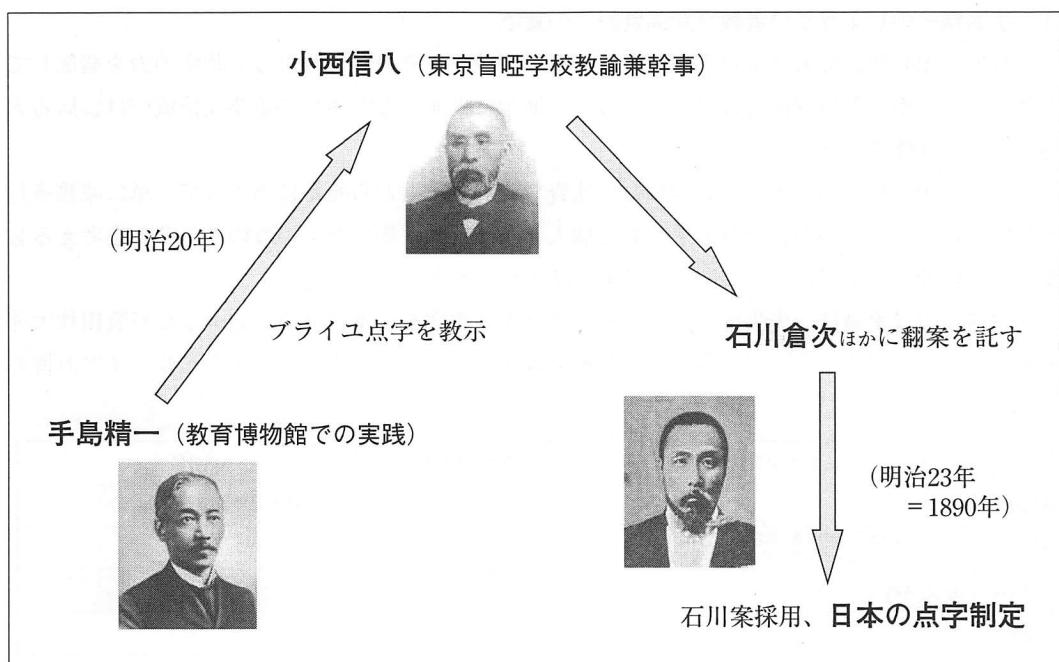


図1 日本の点字制定の流れ

小西が手島から教示を受けてから3年後の明治23年のことである。

点字選定会は、9月27日、10月4日、10月18日、11月1日の4回に渡って開催された。そして上記3つの翻案が比べられ、最後には石川案が正式採用となるのである。石川倉次は、その後「日本点字の父」と尊称されることになるのであるが、そもそも千葉県茂原小学校四等訓導として任に就いていたところを、小西が懇請して東京盲啞学校に雇い入れた教員であった。もちろん、それが石川案採用の理由であるわけもないが、小西の人選に誤りは無かったということになろう。以上が、手島精一から小西信八、そして石川倉次による点字翻案によって日本の現在の点字へとつながっていく流れである。その流れを簡単に示すと、図1のようになる。

さて、これらの事実は、各種文献にて確認することができる。管見で最も古い記述は『官報』である。明治34年（1901）4月22日の第5337号に記載されており、その中で小西の言として「教育博物館長手島精一君ノ助言ニヨリ」と、手島の業績を認める記述がなされている（註15）。

なお、明治23年の点字選定会は、あくまで東京盲啞学校での選定会であり、全国の視覚しうがい者教育関係者の了解の上で行われたものではない。それが結果として日本の統一点字として扱われるに至ったのは、東京盲啞学校がこの時には文部省の管轄となっており、また、『官報』にも掲載されることによって、石川案による点字が「日本訓盲點字」として、日本の統一点字と認められたと意味することになっているのである。

以上のように、手島精一あっての日本の点字制定であり、日本のしうがい者教育の歴史に間違ひなくその足跡を残しているのである。

4. 手島精一のしょうがい者教育関連資料への意識

教育博物館の館長でもあった手島精一は、その開館時やその後にわたって相応の力を発揮しており、しょうがい者教育関連資料をもたらせ、展示に供するなど極めて重要な位置づけに居る人物である事は間違いない。

では手島がこれらのしょうがい者教育関連資料を日本にもたらせるに当たって、単に業務遂行としてそれを行ったのか、それとも手島の個人として意識が働いたものなのか、それを考える必要があるので、ここではそれに関する事実を確かめておきたい。

まず前述の『手島精一先生傳』に戻ると、ブライユ点字を日本に初めて紹介した目賀田種太郎と手島精一との関係として「男爵は先生と最も親交ありし人」とあり、フィラデルフィア万博の

		しょうがい者教育の歴史	教育博物館の動向	手島精一
明治3年	1870			①9月～5年12月 米英(私費留学)
明治4年	1871	山尾庸三、建白書「盲啞学校ヲ創立セラレントラ乞フノ書」を太政官に提出		
明治5年	1872	学制	博物館	
明治6年	1873			
明治7年	1874			
明治8年	1875		東京博物館	7月 東京開成学校履
明治9年	1876			4月 文部省八等出仕 ②4月～10年1月 米(フィラデルフィア万博) 盲啞教育資料入手
明治10年	1877		8月18日 教育博物館開館 10月20日 行幸啓	教育博物館長補佐 内国勧業博覧会文部省出品御用掛
明治11年	1878	京都盲啞院設立		③2月～12月 仏(パリ万博)
明治12年	1879	目賀田種太郎、ブライユ点字紹介 自由教育令	「不具者教育用具」展示	
明治13年	1880	楽善会訓盲院(東京)設立 改正教育令		
明治14年	1881	就学督責規則起草心得	8月 東京教育博物館 『教育博物館案内』刊行	7月 教育博物館館長
明治15年	1882			
明治16年	1883			
明治17年	1884	楽善会訓盲院、「訓盲啞院」と改称		④5月～18年 英(ロンドン衛生博) アーミテージと面会
明治18年	1885	訓盲啞院、文部省直轄学校となり、 「東京盲啞学校」と改称		6月 文部少書記官(博物館兼務)
明治19年	1886	小西、訓盲啞院掛事務		3月 国書館博物館主幹 (館長制廃止、事実上の館長)
明治20年	1887	小西、東京盲啞学校教諭兼幹事 12月 小西、石川倉次に点字翻案依頼		10月 小西信八にブライユ点字について教示 (一説に12月)
明治21年	1888		列品淘汰の訓令	
明治22年	1889	11月 しょうがい者教育関連資料。 高等師範学校から東京盲啞学校に移管	6月 教育博物館廃止 7月 高等師範学校附属となる	3月 辞職・住友家顧問 ⑤3月～23年3月 米仏(パリ万博)
明治23年	1890	小西、東京盲啞学校校長心得 点字選定会で、石川点字翻案採用		東京職工学校校長
明治24年	1891			⑥12月～26年10月 米(コロンブス博)

※渡航歴を○数字で示した

表2 ショウガイ者教育・教育博物館・手島精一関連年表

際に「目賀田男爵が、米國に於て、御調査になり、盲聾啞教育について、御集めになった器械類と共に、教育博物館に陳列になつた」と記載されるように、目賀田種太郎の影響を受けて、しょうがい者教育関連資料への意識が醸成されたことは容易に推定される。

また、手島のしょうがい者教育関連資料への意識・関心の様子は『国立科学博物館百年史』からも窺うことができ、次のとおり、いくつかの注目すべき内容に突き当たる(註16)。

明治10年、教育博物館は、開館するに当たり資料蒐集の必要に迫られる。同年4月13日付で、文部大書記官・九鬼隆一が全国の府県の学務課宛に教育関連物品の教育博物館への寄贈等を通達した。しかし、教育博物館は6月11日付で改めて依頼を行っているほどで、その依頼には別紙として「教育博物館蒐集品目考案」が付されており、その品目の中に以下の通りの記述を確認することができる。

一 生徒製作ノ物品

是亦其大小ヲ選ハス女子ノ裁縫ヲ教フル學校ニ於テハ裁縫物及聾啞盲人ヲ教フルノ所アレハ之カ製作物モ此部ニ入ルヘシ

当時手島は館長補の職にあったが、実質的な運営責任者であった。フィラデルフィア万博の経験などをもとに、手島によって蒐集目標にしょうがい者教育関連資料が含められた可能性を考えてもよいと思われる。

また明治11年、手島はパリ万国博覧会にワグネルを案内役に、九鬼隆一と渡欧している。そしてパリからイギリスへと渡るが、その際九鬼に宛てた書翰の中で「教育品購求ノ品目」を詳細に記している。そこには「聾啞者教育具」、「聾啞者、廢孤院、改良院ニ關シタル書籍及用具」が含まれている。これは手島自身の考えが手紙という形に表されたものであり、しょうがい者教育関連資料に対する手島の明確な意識がここに読み取れる。

さらに明治17年には、ロンドンの万国衛生博覧会に、内務書記官・永井久一郎とともに事務官として出張。その際入手した器具等について、その内容を窺い知ることのできる資料として、教育博物館と東京図書館への交付に対する領収証案が、『国立科学博物館百年史』に紹介されている。その中に次の通り、しょうがい者教育関連資料が含まれている。

全上ヨーグ府盲人學校ト交換品之内

(ヲ) 教育用具

一 鉛筆ヲ以テ盲生ニ文字ノ書キ方ヲ教フル器械

二 全成績書

(ワ) 成績物

一 各種ブラシ

一 水柳製三足筒

二 全椅付筒

三 革手付提籃

四 耳付提籃 一個

五	共手付磁器入提籃	全
六	提籃	全
八	新聞紙挟	全
九	筆	一本

全上英國盲人師範學校ト交換品之内

(カ) 教授用具

二	ペンシルカート	一具
三	凸字書	十三枚
五	画學蒲團	一個
七	點凸黃銅版	一折
八	盲人雜報書	一冊

(ヨ) ビヤナ盲人學校寄贈生徒製作品

一	陶器兔頭	一個
二	全鳥足	全
三	玉蜀黍	全

これも、手島が常に当該資料の入手を念頭に入れていたことを窺わせる資料の一つであると思われる。というのも、資料の種類、量ともに充実した内容をもたらせ得たのは、やはり高い意識のもとでのことと考えるのであり、それは、それまで10年近くにわたりしようがい者教育関連資料と関わった手島だからこそ、高い意識を持ち得たと考えるのである。

また、この時（明治17年）小西信八に貸し出された書籍の著者であるアーミテージと直接面会し、様々な教示を受けている。

これら一連の動向は、手島精一が常にしようがい者教育に対して関心を寄せていたと断言するに足るものではないかと考えるのである。

5. 教育博物館の資料のその後

教育博物館において明治10年代には展示に供されていたしようがい者教育関連資料が、その後明治20年代になってどうなったのか、凡その経過について述べる。

その前に、全国的な当時のしようがい児教育の流れも見ておくことが肝要と思われる所以、その点を先に述べておく。特に幕末から明治前期におけるしようがい児教育を、相反する二つの大きな流れがあると平田勝政は評価しており、本稿ではその内容を参考とする（註¹⁷）。

まず、大日本帝国憲法発布（明治22年＝1889年）以前には、「文明開化」の証左として欧米諸国のしようがい児教育事情が数多く紹介され、学校設置へと結びつく積極的な取り組みと、内務省が社会的にも教育的にもしようがい者を切り捨てようとする放任政策に転じるなどの否定的な流れ（消極的な取り組み）があり、結果として後者の消極的対応が支配的になるとされる。

積極的な取り組みは、明治11年（1878）の京都盲啞院や、その2年後の楽善会訓盲院（東京）

の設立という、理解に容易な事実がある。それに対し、消極的対応もまた、意外にも明確に理解される。明治12年の自由教育令の原案である「日本教育令案」には学校の種類に盲学校、聾啞学校、改善学校を挙げるように、しうがい児教育関連の規定が含まれていた。この事実のみならば積極的取り組みと評価されるが、その後逆転し、審議の過程で削除されるという事態となって明らかに否定的な流れへと傾いていく。その流れは、自由民権運動に対抗すべく儒教道德を中心とした明治13年の改正教育令に依拠して、翌年文部省が各府県に布達した「就学督責規則起草心得」の中で、「廢疾ノ者」、即ち所謂しうがい者を教育から除外し、放任していくという方向性が、政府の意図によって打ち出されてしまうのである。この事態を一方では、既に学制（明治5年太政官布告）時代から府県段階の学則には不就学事由を掲げるものがあるという、弁解にも似た記述にも当たることができるが、それは文部省自身による記載であり^(註18)、本稿では平田の言を参考とするものである。

「就学督責規則起草心得」が布達された明治14年と言えば、教育博物館が東京教育博物館となり、既にしうがい者教育関連資料の展示が行われ、充実していたとも言えるほどの内容を保持しているその時だったのであるが、世の趨勢は、それを決して良しとはしない方向へと流れていったと見られるのである。

さて、開館後10年程を経過した教育博物館について、「学校教育の諸制度や設備が整うに連れて本館設立当初の意義が次第にうすれてきた。」と『国立科学博物館百年史』は言う。そのような経過の上で、明治21年、ついに「列品淘汰の訓令」が下りる。それは、教育博物館の博物資料を帝国博物館天産部へと移管し、その他も、教育用諸器具以外は廃棄されるのだが、しうがい者教育関連資料は帝国博物館に移管される類の資料ではなく、博物館とは別に移管されている。では、どうなったかというと、明治22年11月に東京盲学校に移管されたのがわかっている。『東京盲学校六十年史』^(註19)には、「十一月十八日 石川倉次、遠山邦太郎高等師範學校へ出頭、盲啞教育に関する圖書器械器具等参考品百三點を引繼ぐ。」とある。また、『盲界事始め』^(註20)には、東京盲学校図書館蔵品について「外国の凸字の教科書もある。一八三六年ボストン盲学校でつくられたものである。「教育博物館」「明治二二年一一月文部省寄附」という二つの大きなハンコが押してある。」と記載されている。さらに同書では、「博物館は当時の日本の科学技術の進歩と教育の普及に大いに功績をあげていたが、ほどなく縮小され、収集した物品も所々に移管された。」とあり、続けて上記の学校史の記録を引用しながら「凸字のものではこの一八三六年ボストン盲学校製教科書と、ローマ字のTchka Mitciに、「明治二二年一一月文部省寄贈」のハンコが押してあるから、このときのものだろう（残念ながら一〇三点の目録は見当たらない）。」との解説が加えられている。今回、筆者自身が当該資料の存在を実際に確認するという作業を怠ってしまったが、上記の記述はまさしくしうがい者教育関連資料のその後の行方を物語るに十分と思われる。これらの資料が「廃棄」ではなく、「移管」であり、それもその先が東京盲学校であったのは不幸中の幸いと言うべきではなかろうか。

6. 手島精一の評価

日本の近代博物館史の黎明期、即ち明治初期に、早くもしょうがい者教育に関する展示が教育博物館でなされており、その展示を推進したのが手島精一であり、手島の大きな業績の一つがここにあったと考えるところである。しょうがい者に関する資料を展示するということは、「パリアフリーを伝えること」として捉えられるもので、その先進性をまずは評価すべきであろう。

手島は、海外諸国に渡り欧米のしょうがい者に関する資料を見聞し、蒐集しつつ、それを日本にもたらすことによって日本のしょうがい者教育にも関わることとなった。教育博物館での実践があり、その事実をもとに小西信八が手島に教えを乞い、ブライユ点字を推すこととなるのである。その教示を受けた小西が、石川倉次に託して成された翻案が明治23年（1889）に至り、ついに東京盲啞学校の点字選定会で採用され、これが後に日本の点字の制定と位置づけされることになるのである。なお、いずれ検討される中で制定の機運が高まり、いずれかの時点でブライユ点字を基にした6点点字が採用に至ったかもしれないという考えがあるかもしれない。しかし、手島がいたからこそ、ブライユ点字が採用されたというのは決して過度の解釈ではないと考えるところである。制定のその10年ほど前に所謂盲学校が設立され始めているのであり、点字の制定は緊急の課題であった。その時まさしく欧米のしょうがい者教育に通じた手島の存在が大きくクローズアップされることになったのは確かであり、幸運であった。したがって、手島が日本の点字制定に関わるのはある意味必然であったと言えるのではないかと考える。その手島も、万国博覧会への派遣など公務で海外に赴き、教育博物館のために各種の資料を持ち帰ったわけであるが、盲聾啞教育への関心がなければ、その関連資料の選定に至ることもなかった可能性を考えなければならないだろう。つまり、博物館人としてはもちろんのこと、手島精一という一個人としての関心によって、日本の近代博物館黎明期にしょうがい者教育関連資料がもたらされ、展示された可能性が高いと考えるのである。そして、大河原欽吾がその著書『點字發達史』^(註21)の中で言う「點字採用に關し直接に知識並に材料を提供した功勞者は當時教育博物館長であった手島精一氏である。」と明言していることこそ再確認されるべきと考えるところである。

しかしその後東京教育博物館は、明治22年（1889）に高等師範学校附属東京教育博物館となるが、その前年に「列品淘汰の訓令」が出され、博物標本の多くが帝国博物館天産部に移管され、その他のものも教育用諸器具以外は廃棄などの憂き目に会う。しょうがい者教育関連資料は東京盲学校へと移管されるが、それは、学校教育を重く見た森有礼文部大臣と社会教育を重視した手島精一に確執が生まれ^(註22)、結果として手島が教育博物館を辞職することとなったのとは無関係ではないと思われる所以である。

以上のように、しょうがい者教育関連資料については、手島個人の強い意識下において活用されてきたと考えるならば、しょうがい児教育が消極的となる世の趨勢に会い、それらの諸資料が「列品淘汰」という中にうずもれ、手島の辞職（明治22年3月）に伴うかのように、展示資料からも消えてしまったのではないかとの考えに至る。そして、廃棄されることもなく高等師範学校にそのまま引き継がれていた（同年7月）しょうがい者教育関連資料は、その重要性に気付く者

も現れず、高等師範学校及び博物館内での行き場も無くなり、ほどなく東京盲学校への移管がなされた（同年11月）のではないかと考えるところである。

ところで、本稿冒頭において昭和5年（1930）に棚橋源太郎が海外事情を紹介していることを記したが、棚橋がそれ以前に教育博物館でしうがい者教育関連資料の展示がなされていたことを知っていたならば、棚橋自身の手で何らかのバリアフリー実践をしていた可能性があったかもしれないを考えるところである。しかし、棚橋が教育博物館の主事になるのは明治39年（1906）のことであり、以上の事情の通り、その17年前には博物館からしうがい者教育関連資料がなくなってしまい、また、しうがい者教育関連資料が博物館からなくなるその年まで棚橋は岐阜の尋常師範学校で学んでいたのである。つまり、棚橋には博物館におけるしうがい者教育関連資料の存在を知り得る機会を持つことがなかったことになる。そして、東京盲学校に移管されたしうがい者教育関連資料について棚橋源太郎が改めて登場させることなど望むべくもなかったと考えるところである。そのため棚橋自身の経験の中から「博物館のバリアフリー」に関わることがなかったのであって、棚橋はバリアフリーに関して、その著書の中で海外事例を紹介するに留まつたものと思われる。

7. おわりに

教育博物館におけるしうがい者教育関連資料展示の事実と、棚橋源太郎の海外事例の紹介の間に関連する事項が全くないかというと、実はそうではない。博物館の歴史ではないが、大正15年（1926）に開催された「皇孫御誕生記念 京都こども博覧会」に於ける視覚しうがい者教育関連資料の展示と視覚しうがい者団体の見学（触察など）の事実、つまり、展示史の中におけるバリアフリー関連の動きが確かめられるのである（註23）。この「こども博覧会」の開催は大正末期になるが、棚橋が『眼に訴へる教育機関』を著す4年前のことであり、触察展示やしうがい者教育に関わる展示ということでは、極めて古い事例の一つであることは確かである。また教育博物館における当該資料の展示がなくなった明治22年（1889）との間には40年近くもの空白期間が認められることになる。そのため、こういった古い段階での事例がほかにも果たしてあったのか否かを、今後もさらに確認していかねばならないだろう。今回の教育博物館の事例を通して、他の過去の事実に気づき、過去を掘り下げるうことの重要性を改めて感じた次第である。

今回取り上げた教育博物館でのしうがい者教育関連資料展示の実践は、博物館学史の中で全く注目されていなかったのではなく、椎名仙卓の著作や『国立科学博物館百年史』でも取り上げられているため、新事実としての重要性を帯びるというものではない。しかし、それに関わり、点字制定に関わった手島精一の業績が、博物館学史の中で評価されないでいいというはずがない。日本において点字が制定されてまもなく120年が経過するわけだが、ここに改めて点字制定に関わった手島精一の業績を高く評価したい。一博物館人として、日本のしうがい者教育の推進に大きく関与していたことが、今後さらに周知されることを期待するものである。

本稿は2009年6月13日に開催の全日本博物館学会第35回研究大会における研究発表内容を基に

構成したものである。2009年というと、ルイ・ブライユ生誕200年、石川倉次生誕150年という記念すべき年である。また、手島精一の生誕160年にも当たる。区切りとしてこれ以上にない年に本稿を草することが出来たのは、余りにも勝手ではあるが、因縁めいたものを感じているところである。

博物館のバリアフリーに完成形はない。しかし、これら先人の業績やその想いを知ることは、今後の博物館の改革に役立つものと思う。これからもさらにバリアフリー史の探求を進めていきたい。諸賢のご教示を頂ければ幸いである。

註

1. 筆者は所謂「障害者」を「しょうがい者」とひらがな表記する。「障害者」の「差し障りがあるて害がある」という漢字表記を避けるものであり、また、行政で流行の「障がい者」という中途半端な表記も避けて「しょうがい者」というひらがな表記にこだわっており、今回も基本的にひらがな表記とした。これはあくまで筆者自身のこだわりとご了解いただきたい。
なお、文献タイトルや法令等の引用の場合は、それぞれの記述に従っている。
2. 同書365頁。なお前頁には、視覚しょうがい児が剥製をさわっている写真が掲載されている。
3. 最近では以下の文献で、棚橋を嚆矢として取り上げた。
山本哲也 2009「博物館としょうがい者」『大阪人権博物館紀要』第11号
4. 手島工業教育資金團 1929『手島精一先生傳』
5. 椎名仙卓 1988「第一部 幕末・明治時代 第5章 教育博物館の教育普及事業」『日本博物館発達史』雄山閣
6. 直邨典・黒澤環述 1881『教育博物館案内』
なお、第五室の内容が記載されている上編は「直邨典述」となっている。
7. 分類以降の詳細な記述は以下の通りである。その全文を記すことによって、非常に精細な長文であり、その資料の充実振りを知るに十分な記載となっていることを示したい。

○盲啞及痴子教授用具類

〔第二函〕此函内に排列する物品ハ歐米諸國の製に係れる盲聾啞及び痴子教授用書器圖書並に
盲啞生徒等の製作品なり其重なるものを擧ぐれば左の如し

盲人教授用具

(い) 凸字書 此凸字書は方今英國の盲院に於て往々用ふる所の盲者に自讀せしむる書籍にして千八百四十五年英國「ブライトン」府盲人學校長「ムウン」氏の發明に係り文字の畫を省略し一種の記號を用ひて専ら盲生に學ひ易からしむるものなり

(ろ) 點字書 是も亦自讀を ふるの具にして千八百三十四年佛國巴理府教盲院生徒「ルイ、ブレイユ」氏の發明に係り恰も骰子の點眼を凸起せし如く全く記號を以て文字に代用し魯鈍の者と雖も記憶し易からしむるものなり蓋し盲人は目の働きなきを以て觸覺は特に銳敏にして手指と觸れて能く物の形体疎密を判し得ると雖も字畫の多きに至ては措誤を生し

易し故に其畫と省き或は簡易なる記號を用ふるは大に指讀 手指凸字に感し文字を讀むか故に西洋に此語あり
に便なりとす是を以て點字書は特り此國の盲院に行はるるのみならず歐米諸國に於ても亦
之を用ふるもの多し

(は) 點字凸起具 是は「ブレイユ」氏書式の點字を凸起し往々盲人中の往復書翰文に代
用するものなり其用法の概畧は盲者として先づ木板の上邊に白紙の一端を挿て六點を連鏽
せる黃銅の母型の上に被らし然る後ち其上へ小方形を脱鏽せる帶銅を載せて白紙を壓壓捺
し其空孔より針筆を以て文字の記號なる點字を凸起せしむるものなり

(に) 黃銅製文字 是は伊太利國「子一プラス」府盲人學校教授用具の一にして盲生に自
ら撫摩模索して以て字格等を曉知せしむるものなり

(ほ) 算盤 是は英國倫敦府盲院生徒用具の一にして盲生に自ら物數を算せしむるものな
り乃ち盤上に穿てる孔穴へ記號を凸起せる活版様の小方柱を挿入し其位置方向を種々に變
換して以て加減乗除より高等の科に至るまでを計算し得る器具なり

(へ) 地圖書 是は伊國製に係り盲生に地理を教ふるものにして其面上に凸凹せる諸形及
ひ線は海陸山川を示し解散すべき各片は國境を教ふるに便せり又此他の地圖類は英國並に
澳國の製にして普通の地圖に山川等を凸凹せしものなり

(と) 織物 是は米國「マッサチューセット」州「ペルキンス」盲人教育院生徒の自ら製せ
し椅子裝飾なり其作の巧妙なる實に常人も及ばざる所あり乃ち盲者と雖も按摩を業とする
に止まらず之をふれば則ち其技に長するを見るべきなり

夫れ盲人の常人に異なる所のものは五官の中唯視官を欠くのみにして其他毫も異なる所
なきのみならず之か爲めに他の四官は概ね常人より鋭敏なるものなり加之其事物の眼に
觸れざるが爲め他に心を奪はるゝこと少きを以て自ら思考力に富むもの多し乃ち盲者に
して大部の書を著述し或は數學に長する等其例に乏しからず此に由て之を視れば盲者を
教育するの法其宜しきを得れば假令社會有用の人たらざるも自力を以て生を營むに至ら
しむるの如きは決して難きに非るなり況や我國盲人の數之を外國に較すれば其比例固に
多し焉そ其教育を忽諸にすへんや我國東西二京共に盲院の設立あり京都府盲啞院所用
の物品は本室第三函の内に排列す

啞者教授用具

(ち) 聽音器 此器は明治十二年米國「チカゴ」府の啞者「ローズ」氏の新發明に係り
聾啞者に談話を聞知せしむるに用ふるものにして其形恰も我國の團扇に少しく彈力をする
が如し啞者若し人の談話を聽かんと欲するときは先づ其杷柄を握り背面の細紐を引て適度
に之を屈境し而して后ち其頭邊を上齒の尖端に付着し以て談者に面すれば談者の發音空氣
を鼓動し爲めに此器の面に觸れて啞者の齒に感し齒より直に聽神經に傳へ以て脳裡に感應
し始て音聲を聽知するものなり

(り) 觀話法教授牌 觀話法は千八百六十四年の比英國人「メルヴィル、ベル」氏の發明
に係る萬國普通の發音法なり蓋し此法さる發音機の位置に従ひ字形を製して記號となし其

結合變化によりて何等の音何國の語さるを論せずたやす輒く人の語音を寫出するを得るものなり然れども其之を啞者に試みしは千八百六十九年の比にして「ベル」氏の子「グラハムベル」之を爲し其好結果ありしを以て爾後啞者の教授法を定め今日に在つては英米國の啞院に於て多少此法を用ひざるものなきに至る此觀話牌の如きも乃ち以上の法を以て主として啞者を教ふるに用ふるものなり

抑も啞者は耳聞く能はず口言ふ能はざるが如しと雖も發音の機關は完全具備して敢て常人と異なるなし然り而して其言語すべからざる所以のものは唯聽官不具にして他人の言語を聞くこと能はず隨て自ら言ふべきの事を知らざるを以てなり加之其因て以て智識を發達するを得る所の途は僅に視官よりするに過ぎず而して視官より得る所の智識は皆有形のものなるを以て自ら善惡曲直を判するの如き無形の智識に乏しきものあり故に啞者に教ふるに讀書算術及職業の端緒を以てして其知識を發達し其技藝を演習せしむるは教育者の最も緩かせにすべからざる所なり

痴子教授用具 此用具は皆米國「ペンシルバニヤ」州痴兒學校に於て用ふるものにして其一二を舉れば則ち左の如し

(ぬ) 針氈 是は教師其表面に白墨を以て文字を書し痴子に針を以て之を刺さしめ諸種の字形等を教ふるものなり

(る) 諸形板 痴子に諸形の木片を取らしめ之を板面の凹みたる諸形に挿ましめ以て形体の異なるを教ふるものなり

(を) 高脚杯及球 痴兒に各色中の一球を授け之と同色の杯上に置しめ以て諸色を識別することを教ふるものなり

右の外痴子教育の用具數箇ありと雖も概ね幼稚園の幼兒を開誘するに用ふるものと大同小異なるを以て其教授の方法も亦大に之に異ならず畢竟痴子を教ふるは易より難に及ぼし適宜に其精神を啓發せしむるにあり且つ痴子の健康を保全せんが爲め体操音樂等も亦其教育上に欠く可からざるものとす

凡そ痴子を教育してむ常人に等しからしるは甚た難しと雖も適當の方法を設けて漸次之を教育するときは亦廢人に終らざるへし然れども苟も之を教へんと欲するときは則ち其痴子の痴たる所以の原因を推窮して以て適宜の器具を製せざる可らず其原因是蓋し頭腦の活機完全ならざるに因て起れるものにして其種類甚た多し今之を大別して二と爲す即ち脳部機關不完全機關作用不完全是れなり脳部機關不完全は其機關全く備らざるに非れとも常人に比すれば稍や不完全の處あり輒く改良すべからざるものなり機關作用不完全は其機關は皆全しと雖も作用の自在ならずして漸次之を誘導すれば殆んど常人に近うらしむるに至ると得るものなり焉そ放擲棄廢して其育を怠るへけんや乃ち歐米各國皆此學校を設くる所以なり

[第三函] 此函内に陳列しさるものは本邦製の盲啞教授用具なり今京都府盲啞院所用品中の二三を左に掲ぐ

-
- (わ) 木刻字形摸索器 是は盲者をして自ら摸索して以て文字の形状を感覺せしむるものなり
- (か) 自書自感器 此器は盲人自ら線筆を以て厚紙の面に文字を書し指頭を觸れて其整否を判するものなり
- (よ) 算筹 是は盲者自ら盤の上下に彫刻せる位標に従ひ其面の籌子を種々に變換して以て物數を計算するに用ふるものなり
- (た) 磁針盤 此器は盲者をして圓盤の缺處に指腹を當て針尖に抵觸して以て方角を曉知せしむるものなり
- (れ) は同院盲人生徒の書なり
- (そ) 発音起源圖 此圖は啞者に唇齒舌牙の開合を示し以て其發音を教ふるものなり

8. 註 5 文献に同じ

9. 文部省 1881 『文部省教育品陳列場出品目録』

10. 山本哲也 2007 「バリアフリーであること、バリアフリーを伝えること～ユニバーサルな社会を目指す博物館の試み～」『だれもが楽しめるユニバーサル・ミュージアム～“つくる”と“ひらく”の現場から』読書工房
11. 目賀田種太郎 1879 「監督雑報第一三號 盲院」『教育雑誌』第89号 文部省
なお目賀田はブライユ点字を初めて日本に紹介した功により、石川倉次の点字翻案25周年記念の祝賀会において手島精一とともに、表彰を受けている。
12. 小西信八は、嘉永 7 年（1854）、長岡藩医小西善硯の次男として越後国古志郡高山村（現・長岡市高島町）に生まれる。戊辰戦争で長岡藩が敗れたことにより一家は辛酸をなめたが、その後藩内において修学、新潟県下の学校で教鞭をとるなどの後、明治 9 年（1876）、東京師範学校中学師範科に入學し、同12年卒業。千葉県中学校兼師範学校教師、千葉女子師範学校教師長兼監事、東京女子師範学校訓導（兼幼稚園監事）、東京女子師範学校助教授から教授へと進み、同18年、東京高等師範学校教諭（付属幼稚園主任を兼務）、19年には文部省四等属に任せられて訓盲啞院掛事務となる。そして20年に東京盲啞学校教諭兼幹事となった。さらに23年の同校校長心得を経て、26年に39歳で同校校長となっている。そして、43年に東京盲啞学校が東京盲学校と東京聾啞学校に分離した際、小西は後者の校長として大正14年（1925）まで務めた。「東洋のペスタロッチ」とも褒め称えられたとされ、このように略歴を見る限りでも、しょうがい児教育において相応の活躍をしているのであり、本文にも記したとおり、点字制定に大きく関わっているのである。明治・大正という、しょうがい者教育の黎明期に大きな足跡を残しつつ、昭和13年（1938）没。享年84歳。

なお、小西信八の略歴に関しては、主に以下を参照した。

金港堂編 1903 『第五回内国勧業博覧会審査官列伝 前編』金港堂

平田勝政 1997 「『小西信八先生存稿集』解説」『日本教育史基本文献・史料叢書46 小西信八先生存稿集』大空社

-
- 13. 鈴木力二 1961『日本点字の父 石川倉次先生傳』日本点字七十周年記念事業実行委員会
 - 14. 明治22年（1889）東京盲啞学校鍼按科卒業（註13文献による）
 - 15. 『官報』第5337号 明治34年（1901）4月22日 印刷局
 - 16. 国立科学博物館編 1977『国立科学博物館百年史』
 - 17. 下記文献中の平田勝政の記載を引用・参考とさせていただいた。
中村満紀男・荒川智編著 2003『障害児教育の歴史』明石書店
 - 18. 文部省 1988 『特殊教育百年史』東洋館出版社
 - 19. 東京盲学校編 1935『東京盲学校六十年史』
 - 20. 下田知江 1991『盲界事始め』あずさ書店
 - 21. 大河原欽吾 1937『點字發達史』培風館
 - 22. 佐藤優香 1998「手島精一の教育博物館経営—文部省の博物館政策との関係を中心にして—」
『日本教育政策学会年報第5号 教育改革と教育政策研究』日本教育政策学会
 - 23. 橋詰良一・藤枝恵範ほか 1927『皇孫御生誕記念 京都こども博覧会誌』大阪毎日新聞社
山本哲也 2009「展示のバリアフリー発達史瞥見」『展示学』第47号 日本展示学会

参考文献

- 金子 昭 責任編集 2007『資料に見る点字表記法の変遷—慶応から平成まで—』日本点字委員会
- 鈴木力二編著 1985『図説 盲教育史事典』日本図書センター
- 山口芳夫・山口さゑ 1991『日本点字への道 少年少女のための石川倉次物語』